

令和3年度 福島県立会津第二高等学校 新型コロナウイルス感染症対応選抜第2日程募集要項

〒965-0802 福島県会津若松市徒之町1番37号
福島県立会津第二高等学校
Tel(Fax)0242-27-3660

1 通学区域

通学区域は、「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」による。

2 募集定員

定時制の課程(夜間) 普通科 定員40名から前期選抜及び後期選抜の合格者を除いた数
(前期選抜及び後期選抜により定員を充足した場合は実施しない。)

3 出願資格

新型コロナウイルス感染症対応選抜第1日程の不合格者、新型コロナウイルス感染症対応選抜第1日程又は後期選抜を新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から受験できないこととされた者

4 出願期間

令和3年3月24日(水)

受付時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、午後4時までに中学校長からの協議があり、志願者に特別な事情があると認められた場合には、受付時間について弾力的な対応をする。

5 出願手続き及び提出書類

次の(1)～(5)の書類を高校教育課ホームページからダウンロードして使用し、3月24日(水)までに中学校長を通して、本校校長へ提出する。本校校長は受験資格を認めた者に対して、「新型コロナウイルス感染症対応選抜第2日程受験許可証兼受験票」を交付する。

(1) 入学願書

前期選抜、連携型選抜又は後期選抜において 入学検定料を納付した者は、新たに入学検定料を必要としない。その際、前期選抜、連携型選抜又は後期選抜の出願先高等学校長が発行した「入学検定料納付済証明書」又はその写しを入学願書の裏面に貼付する。なお、すでに納付した入学検定料との間に差額が生じても返還しない。

(2) インフルエンザ等学校感染症罹患患者追検査等受験願

追検査等受験願提出理由の欄に新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から 受験できないこととされた理由を記入する。

(3) 調査書

ただし、年齢20歳以上の者については、提出を免除する。

(4) 新型コロナウイルス感染症対応選抜第2日程受験許可証兼受験票

志願者が、中学校名、志願者氏名を記入する。

(5) 入学検定料納付済証明書用紙

新型コロナウイルス感染症対応選抜第2日程において入学検定料を納付する者のみが提出する。

6 自己申告書の提出

中学校において不登校または保健室等登校であった志願者は、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書（県教育委員会作成の所定用紙）を出願に際して本校校長に提出できる。

(1) 提出の方法

志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、84円切手を貼付した返信用封筒（長形3号）を同封する。

(2) 提出期間

令和3年3月24日（水）午前9時から午後4時までとする。郵送の場合には、3月24日（水）の消印有効とする。

7 入学者選抜

提出された調査書の審査結果、面接及び作文の結果を資料とし、本校で教育を受けるに足る能力・適性・意欲等を総合的に判定して選抜する。

(1) 選抜資料

- ① 調査書 「各教科の学習の記録」は、9教科の各学年の評定を合計して135点満点、「特別活動等の記録」は、記載内容を点数化し、55点満点とし、合計190点満点とする。ただし、「特別活動等の記録」については、令和2年度（中学校3年時）の大会実績等は点数化しない。
- ② 面接 個人面接を実施する。
面接の内容には、中学校における学習活動の成果を問う内容（国語、数学、英語）を含む。面接については、段階評価する。学習活動の成果を問う内容については、点数化し、60点（20点×3教科）満点とする。
- ③ 作文 作文を実施する。
与えられたテーマに対し、50分間で自分の体験や自分の考えなどを600字以内にまとめる作文で、段階評価する。

※選抜資料の満点は調査書と面接（学習活動の成果を問う内容）を合わせて250点満点とする。

(2) 面接等の日時及び会場

- ① 日程 令和3年3月25日（木）

受付	8:50 ～ 9:00
作文	9:15 ～ 10:05
面接	10:20 ～

② 会場 本校

③ その他

ア 新型コロナウイルス感染症対応選抜第2日程受験許可証兼受験票、上ばき、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、昼食を持参すること。

イ 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

ウ 「健康状態チェックリスト」に必要事項を記入し、持参すること。

8 合格者発表

- (1) 令和3年3月26日(金)午後3時以降、本校において発表する。
- (2) 合格者には合格通知書を交付する。その際、受験票を提示すること。
- (3) 提出書類の記載内容に、事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。
- (4) 可否に関して電話等での照会には応じない。

9 その他

- (1) 合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届（県教育委員会作成の所定用紙）を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。ただし、中学校卒業生及び卒業見込の者以外の者の場合は、直接、本校校長に提出する。
- (2) 県外等からの出願及びこの要項に記載されていない事項については、「令和3年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」による。
- (3) その他不明な点については、本校入試担当者へ問い合わせること。